

新旧対照表（令和5年2月1日以後の入札より適用）

新	旧	改定理由
<p>平成30年 3月30日付水振第 872号 改定 平成30年10月11日付水振第 458号 改定 令和 2年 1月30日付水振第 589号 改定 令和 2年 3月31日付水振第 757号 改正 令和 4年 3月18日付水振第1909号 改正 令和 4年 9月27日付水振第 744号 改正 令和 5年 1月30日付水振第1242号 沿海（総合）振興局産業振興部水産課長あて 水産林務部水産局水産振興課漁場事業担当課長</p> <p style="text-align: center;">週休2日モデル工事実施要領</p> <p>2 適用 令和5年（2023年）2月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。</p> <p>3 対象工事 水産基盤整備事業（漁場）の工期設定の考え方について（令和5年1月20日付け水振第1218号）などで週休2日による工期設定を行える工事。</p> <p>ただし、災害復旧工事、緊急対応工事及び一般的・標準的ではない工事など週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。 週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものをいう。</p> <hr/>	<p>平成30年 3月30日付水振第 872号 改定 平成30年10月11日付水振第 458号 改定 令和 2年 1月30日付水振第 589号 改定 令和 2年 3月31日付水振第 757号 改正 令和 4年 3月18日付水振第1909号 改正 令和 4年 9月27日付水振第 744号</p> <p style="text-align: center;">週休2日モデル工事実施要領</p> <p>2 適用 令和4年（2022年）10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。</p> <p>3 対象工事 別に定める工期設定手順などで週休2日による工期設定を行える工事。</p> <p>ただし、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。 週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものである。従って、「標準工期算定日数表」等、準備・後片付け期間や不稼働日を適正に見込めない工期設定は、これに該当しないので留意すること。</p>	<p>制定・改定月日の記載</p> <p>要領を明記</p> <p>標準工期算定日数表による工期の設定ができるよう改正</p>